

子ども家庭福祉からみた地域づくり

～里親養育と里親ソーシャルワークを中心に～

高橋 一弘

要旨 子ども家庭福祉からみた地域づくりについて、里親養育と里親ソーシャルワークを中心に考察を試みた。2016年の児童福祉法改正により、社会的養護はこれまでの施設養護から里親養育や養子縁組を中心とした「家庭養育」に舵を切ろうとしている。今後各都道府県や児童相談所設置市に置かれるであろう「民間フォスターリング機関」は、里親のリクルートや里親への研修、子どもと里親家庭のマッチングに里親養育への支援など、里親ソーシャルワークの要となっていくことが期待される。今後は民間フォスターリング機関が中心となり、里親ソーシャルワークを更に向上させるとともに、地域におけるチーム養育を可能にする体制づくりを急ぐ必要がある。

I. はじめに

大正大学大学院に入学したのは2000年4月、43歳の時だった。当時仕事を抱えながら夜大学院に駆け付ける中年の院生は多く、そのような仲間と共に学べたことは有難い経験だった。卒業後ご縁をいただき2003年4月から大正大学の教員となった。今年度で18年となるが中途退職にもかかわらずこの様な最終講義の機会をいただいたことは感謝以外のなにものでもない。院生時代も含め大正大学で過ごした約20年間に重ねて、子ども家庭福祉における地域づくりについて、社会的養護のなかでも里親養育と里親ソーシャルワークを中心に振り返る機会としたい。

II. 子ども家庭福祉による地域づくりの概観

私が大学院に入学した2000年は、公的介護保険がスタートするとともに社会福祉基礎構造改革が進められ、社会福祉の大きな転換点となる年であっ

た。子ども家庭福祉領域に関していえば、1997年が児童福祉法施行50周年にあたり、同年の児童福祉法改正がその節目の改正となった。この改正で「自立支援」が盛り込まれ、児童福祉施設の名称等が変更となったのは印象深い出来事であった。2000年4月には「児童虐待の防止に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）が議員立法により成立施行された。これ以降同法が概ね3年に1度見直されるとともに、児童福祉法もその改正や時代の要請に応え数年に1度の頻度で改正を繰り返すようになる。

子ども家庭福祉における地域づくりを概観してみると、この20年間子育て支援の分野では、地域子育て支援拠点事業が整備・事業化され加えて2015年度からは体制が強化され、利用者支援事業も始まった。2015年4月に本格実施となった子ども・子育て支援新制度により、保育施設は、認定こども園の他に新たに地域型保育事業も始まり、小規模保育事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業がスタートし、施設型、地域型共にその数は増加し続けている。

またこの間子どもの貧困問題が浮上しとその対策も進められた。2008年ごろから「子どもの貧困」

がマスコミ等でもよく取り上げられるようになり、2013年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立した。そして同法に基づき翌2014年には「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定された。これらの動きに呼応するように、地域ではこども食堂や無料学習塾などの取り組みが始まりその数を増やしている¹⁾。

また2008年度からは文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始している。スクールソーシャルワーカーの中には、子どもが直面する様々な生活ニーズに気づき、それに応えようと地域でこども食堂や学習支援、子どもの居場所づくりに奮闘している人たちも多い。

そしてこの間増加し続けているのが児童虐待である。この20年間に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は、ずっと右肩上がりが続いている。2004年の児童福祉法改正により第一義的な子ども家庭福祉相談は市町村になり、児童虐待通告は市町村にも寄せられるようになった。加えて「要保護児童地域対策協議会」（通称子どもを守る地域ネットワーク）の設置努力義務が市町村に課せられ、またその担当者には専門職を配置することも求められる様にもなっており、児童虐待の増加に比例して、市町村における児童虐待防止対策や見守りのネットワークづくりはその重みを増してきている。「児童虐待防止法」は施行当初から概ね3年に一度の見直しをしていくことがうたわれていたことに加え、度々起こる児童虐待死事件とも相まって、「児童福祉法」及び「児童虐待防止法」等の一部改正等により児童虐待防止対策の見直しが繰り返されてきた。このような取り組みがされてきたにもかかわらず、2018年には目黒区で5歳女児の虐待死事件が、そしてその翌年2019年には千葉県野田市で小学校3年女児の虐待死事件が社会問題となったのは記憶に新しい出来事である。これら事件には、児童相談所をはじめ区市の担当課及び教育委員会や学校が関わりながらその命を救えなかったことの反省から、国は2019年の野田市の事件後「児童虐待防止の抜本的対策」を閣議決定し、対策の強化を打ち出した。そのよ

うな中で、現在中核市及び特別区における児童相談所の設置が進むとともに、児童相談所新強化プランに基づき、人員増や専門職の体制整備が進んでいる。

社会的養護を必要とする子どもに対する取り組みも、この20年間でこれまでにない変化がみられている。まず2011年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が提出した「社会的養護の課題と将来像」（以下「将来像」）に基づく制度改正と、続く2016年の児童福祉法改正も大きな出来事である。この改正により子どもの権利条約に基づく理念が明確化されるとともに、社会的養護も実親による養育が難しい場合は、養子縁組や里親養育を優先することが明記された。これを受けて2017年に示された「新しい社会的養育ビジョン」では、これまでにない短期間で施設入所者数を大幅に減らし、社会的養護を特別養子縁組や里親委託へと大胆に変革していく方向性が打ち出された。

Ⅲ. 社会的養護の変化

～施設養護から家庭養育への転換～

社会的養護においてこの20年間の大きな変化は、施設養護から家庭養育への転換が進み始めたことである。2000年代には里親制度の整備が進められ、その後2010年に策定された「子ども・子育てビジョン」においては、里親委託率を2014年度までに16.0%とすることが示された。その後2011年に取りまとめられた「将来像」では、施設養護も家庭的養育環境（小舎制やユニットケア）へ転換することと地域分散化・高機能化の整備を目指すことに加え、今後十数年をかけて里親やファミリーホームでの養育を1/3、グループホームでの養育を1/3、児童養護施設や乳児院での施設養護（それも定員45名以下で小舎制ないしはグループケア）を1/3とする目標値が掲げられるとともに、できることはすぐ取り組んでいくという方向性が示され、国もこの将来像の方向に沿って改革を進めていった。

このような施設養護から家庭養育への改革が進み始めた背景には、「児童の権利条約とそれに基づ

く子どもの権利委員会からの指摘、さらには、『児童の代替的養護に関する国連ガイドライン』（2009年）の採択」があったことを山縣は指摘している²⁾。

子どもの権利条約第20条では、社会的養護が必要な子どもの養護の場として、里親養育、養子縁組を、施設養護より優先して位置付けており、子どもの権利委員会は2度にわたって施設中心のあり方の見直しを日本に求めていた。加えて、2009年の国連ガイドラインでは「21. 施設養育は、その環境が、子ども個人にとって、とりわけ適切で必要かつ建設的であり、その子どもの最善の利益に沿う場合に限られるべきである。」「22. …乳幼児、特に3歳未満の子どもの代替的養育は、家庭を基準とした環境で提供されなければならない」ことが明示され、2010年の国連子どもの権利委員会から3回目の勧告を受け、社会的養護改革を強く迫られることになった。これが、2011年からの「将来像」による改革の契機となったのである。

そして、2016年の児童福祉法改正により、社会的養護改革はさらに加速することとなる。

IV. 2016年度児童福祉法改正と「新しい社会的養育ビジョン」

2016年の児童福祉法改正では、児童福祉法の理念が子どもの権利条約に基づき見直されるとともに、社会的養護の考え方も権利条約にのっとり、国及び地方公共団体の責務として、「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない」ことを原則としながら、家庭での養育が困難でありまた適当でない場合には「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」またそれが適当でない場合、つまり施設養護となる場合も「できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」（第3条の2）と改正された。この児童福祉法の改正を受けて、厚生労働大臣の下に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設けられ

「将来像」の全面的な見直しがされ、翌2017年に「新しい社会的養育ビジョン」が示された。

この「新しい社会的養育ビジョン」（以下新ビジョン）では、すべての子どもと家庭を支援するために、身近な市町村のソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図るとともに、虐待などの危険性の高い家庭にあっては児童相談所の指導の市町村が在宅での社会的養育の支援の仕組みを構築するとともに、代替養育は家庭での養育（特別養子縁組や里親養育）を原則とし、施設養護は高度な専門的養護に限り家庭的環境で短期間の養育を認めること、里親の増加やその質の高い養育を実現するために、児童相談所が行う包括的業務（フォスタリング業務）を強化するとともに、民間団体もその業務を担えるようにフォスタリング機関事業を創設することが示された。そして厚生労働省は、この報告書に示された方向性に沿って、社会的養育の見直しを進め、施設養護から家庭養育への転換を、これまで以上にスピード感をもって改革しようとしている。

日本はこれまで施設養護が中心で、「将来像」が示される直前の2010年度末（2011年3月）の里親等委託率（里親とファミリーホームへの委託率を含む）は、日本の12.0%に対して、イギリス71.7%、ドイツ50.4%、アメリカ77.0%、韓国43.6%と、他国と比較してもかなり低いことがわかる³⁾。その後「将来像」に基づき児童養護施設や乳児院の家庭的養育環境の整備が進むとともに、里親養育が推進され、2018年度末での里親等委託率は20.5%と増加しているが、それでも他国と比べまだ高いとは言えない現状である。

V. 「社会的養育推進計画」と「フォスタリング機関ガイドライン」

厚生労働省は、2016年の児童福祉法改正と「新ビジョン」に基づき「家庭養育優先原則」をさらに推し進めようと、2018年7月6日「社会的養育推進計画」の策定を都道府県・指定都市・児童相談所設置市に求めた。その策定要領では、「新ビ

ジョン」にうたわれた通り「概ね7年以内（3歳未満はおおむね5年以内）に乳幼児の里親委託率を75%以上にする」「概ね10年以内に学童期以降の里親委託率を50%以上にする」という具体的数値目標が示された。そしてこの推進計画は2020年3月までに策定を終え同年4月からは実施段階に入ったが、厚生労働省は、この計画実施について、各都道府県の里親等委託率の目標は、国が掲げる目標に近いものから現状水準にとどまるものまでかなりばらつきがあり、地域の状況を踏まえたとしてもこれを看過しがたい状況にあると述べ、各都道府県の推進計画の目標値を公表するとともに、今後個別に助言することを示唆している⁴⁾。

推進計画の策定通知と同日の2018年7月6日に厚生労働省から通知されたのが、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインについて」（厚生労働省子ども家庭局長通知）である。「新ビジョン」では、里親の増加やその質の高い養育を実現するために、児童相談所が担う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスタリング機関事業の創設を行うことがうたわれた。そのフォスタリング機関とその業務の詳細が示されたのが、このガイドラインである。このガイドラインでは、都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点等を示すとともに、民間機関に業務委託する場合における留意点や児童相談所との関係の在り方などが具体的に示されている。先に述べた「社会的養育推進計画」の中では、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制に向けた計画も策定が求められている。各都道府県は2020年度までに、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの、一連の業務（フォスタリング業務）の実施体制を構築することが求められている。

ガイドラインではフォスタリング業務として、

(1) 里親のリクルート及びアセスメント (2) 里親に対する研修 (3) 子どもと里親家庭のマッチング (4) 里親養育への支援の4点を挙げ、そこで行うべきソーシャルワークとそのポイントを示している。以下にその要点を示しておく。

(1) 里親のリクルート及びアセスメント

認知度向上に向けた取り組みを含む「攻めるリクルート」による登録候補者の獲得、里親になることへの不安や負担感を軽減する説明、家庭訪問の実施を含めた丁寧な適正評価等を行うこと。

(2) 里親に対する研修

里親のスキルアップを目指すとともに、研修の場を養育里親のアセスメントの機会としても活用しマッチングに活かす、演習などを取り入れ実践的内容にするとともに、里親同士の相互交流を図りピアサポートを通じて知識の定着や互助関係の醸成に努めるべきこと。

(3) 子どもと里親家庭のマッチング

子どもと里親家庭のマッチングは、フォスタリング業務の中でも、里親委託の成否を左右する極めて重要な要素であること、フォスタリング機関、児童相談所、また子どもが施設を利用している場合は当該児童福祉施設が、それぞれアセスメント情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図るべきであること。

(4) 里親養育への支援

フォスタリング機関は、里親委託後も引き続き里親家庭との信頼関係の構築に努め、特に委託直後のきめ細やかな支援を行うことで里親養育に対する見通しや安心感をもたらすことが重要、委託権限のある児童相談所には相談しづらいといった里親の声があることを踏まえ、日常的な相談はフォスタリング機関が担えるよう、相談しやすい環境をつくるとともに、チームで養育しているという意識を高めること、一方で実親の引き取りや子どもの発達の評価等は児童相談所の関与が必要で、児童相談所との連携が適切に行えるように留意し、その上で定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握すること、里親の養育の状

況に応じて、関係機関による支援をコーディネートすること、実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親との関係性に関する支援を行い子どもと里親の不安を緩和すること、里親家庭での養育が困難になった場合、その要因に応じて適切に対応すること、里親委託が不調となった場合フォスタリング機関は、養育チームとして子どもに十分な説明を行うとともに意見を丁寧聞くことに努めること、また里親に対しても十分なフォローを行うこと、委託解除後の里親への喪失感へ十分配慮すること。

VI. 里親養育・里親ソーシャルワークから み子ども家庭福祉による地域づくり

これまで、「新ビジョン」が示す「社会養育」の考え方、とりわけ社会的養護が必要な子どもに対しての里親委託優先の原則、そしてそれを実現していくにあたって、里親に対する包括的な業務（フォスタリング業務）を担う児童相談所や民間フォスタリング機関の行うべき、フォスタリング業務に関するガイドラインについて概観してきた。

社会的養護を養子縁組や里親養育にシフトしていくとするこの流れは、今後子ども家庭福祉による地域づくりを大きく変化させることになるだろう。今回「新ビジョン」で打ち出された社会的養護を必要とする子どもを家庭で養育する方向性は、このような子どもたちを地域で暮らす里親の家庭に迎え入れ、地域を基盤に養育することになるわけだが、そのためには様々な面で乗り越えなければならないいくつかの課題がある。その課題の多さに戸惑っている様子が、今回の都道府県社会的養育推進計画の策定にも表れているように思われるが、地域の実情にあわせてどのように具体的に展開していくのか、今後の十年間が非常に重要な期間になるのではないだろうか。

(1) 民間フォスタリング機関への期待

ガイドラインでは、フォスタリング業務を民間フォスタリング機関が実施することを想定し、そ

のフォスタリング業務の実施方法について、前項で取り上げたように大きく4点について示しているが、その内容を読むと民間フォスタリング機関には児童相談所にはないメリットがあり、今後の具体的展開を考えたとき、民間フォスタリング機関は欠かすことのできない存在であると考えている。現在その選定が各都道府県で進められているわけだが、これまでも里親委託に積極的な役割を果たしてきた里親委託の経験豊かな児童養護施設や乳児院が、まずその候補として挙げられよう。民間フォスタリング機関は、児童相談所とともに、里親ソーシャルワークの中心となる機関であり、どの都道府県にも設置される必要がある。

(2) 攻める里親リクルートの実現性

特に里親委託優先の原則を実行しようとするとき、里親リクルートは大きな課題である。これまで里親募集は、都道府県や市区町村の広報紙やホームページで、年1回里親月間の10月に里親募集を掲載する程度だった。しかしガイドラインでは「里親リクルート」という目新しい言葉を使い、これまでとは違う「攻めるリクルート」が重要だと述べている。里親養育を増やそうとすれば、養育里親の認知度を上げその数を増やすとともに、社会的養護に対する正しい理解を社会に広めなければならない。

海外において養育里親や養子縁組が社会的養護の中心となっているのは、文化的な違いからだと、はじめから決めつけあきらめてきた傾向が日本にはあるように思われるが、海外の事情を知ると一概にそうは言えないことがわかる。尾崎によれば、アメリカでもよい里親を探すのは大変なことで、フォスタリングエージェンシーでは、里親リクルート専門の課を設け専属のソーシャルワーカーを配置し効果的な広報や宣伝に努めるとともに、興味を持った人から電話連絡があれば速やかにオリエンテーションへ誘い、さらに里親になることを希望すれば、そこからは専属のワーカーが資格認定まで責任をもってお世話する体制が構築されているという。しかしこのような体制でも、仮に100人

が里親に興味を持ち電話してきたとしても、最終的に里親として資格を取得するのは5人以下だという⁵⁾。この様に戦略的包括的に金と人手をかけ里親をリクルートする努力をアメリカではしており、決して文化の違いだけではないことがわかる。そして、こういった方法を用いれば、日本でも社会的養護への理解を広め里親数を増やすことは可能と思われる。実際に先駆的な取り組みを行なった渡邊の報告からもその可能性が示唆されている⁶⁾。

(3) 里親ソーシャルワークの蓄積と質の向上

養育する子どもが中途からの養育となる里親は、様々な支援を必要とする。今後の里親ソーシャルワークには、里親のリクルートに関わる地域への働きかけ、里親の認定、里子とのマッチング、里親養育への支援、チームで養育する意識の醸成と体制づくり、里親養育支援のための地域ネットワークの構築、実親と里親そして子どもとの協働など、ミクロ・メゾ・マクロ各レベルにおいてきめ細かい支援体制の構築が望まれる。

また、これまでの養育環境とは全く異なる里親等の養育者の中で暮らし始める子どもたちも、大きな戸惑いの中で生活を始めることになる。新しい養育環境を受け入れ、新たな養育者との間に信頼関係を築き、途切れ途切れになった自分の生い立ちを整理し、実親と里親それぞれと、ちょうどよい関係と距離感を育むとともに、自身の成長とともに現れてくるであろう発達課題を乗り越え、自尊心を育み社会人として生活できるようになることが望まれる。里子の支援にあたる民間フォスタリング機関をはじめとする関係者は、このような里子の心情をよく理解し、それに寄り添って支援し続けていく必要がある。

しかし、これまで里親委託候補となる子どもたちは、実親との関係が希薄な子どもが候補となることが多く、実親との関係や交流を進めることができたのは、家族再統合への理解がある経験豊富な一部の里親に限られていた。しかし、今後里親委託優先を進めようとするれば、実親との交流はどの子どもにとっても大切なことである。民間フォ

スタリング機関は、その強みを活かし、実親、里親、子どもの協働を進めていく必要がある。しかしその一方で、それを実際に行なおうとすると、そのソーシャルワークにはかなり高い専門性が求められることにもなる。この点については、先に述べた海外での実践や日本での家庭養護促進協議会等の先駆的実践、里親委託経験の豊富な児童養護施設や乳児院に経験の蓄積があるように思うので、その実践を里親ソーシャルワークにぜひ活かしてもらいたい。

子どもと里親を支援する民間フォスタリング機関が地域社会に増え、児童相談所と十分な連携を図りつつ、そこで暮らす子どもと実親と里親が協働できる体制と、子どもの成長という時間軸を意識したきめ細やかでスピード感のある里親ソーシャルワークを行うことが、これからの児童相談所や民間フォスタリング機関には求められることになる。特に里親委託を早く実現すべきと新ビジョンで示されている3歳未満児の場合、里親候補の選定からマッチング、試験養育を経て里親委託となるプロセスは時間との戦いでもある。新たな経験を積み重ね、里親ソーシャルワークの技術を高めていく必要がある。

(4) 地域における里親養育支援ネットワークの構築

児童虐待の増加が続く中、児童養護施設に措置された子どもの中で虐待を経験している子どもは全体の6割を超える現状がある⁷⁾。里親委託される子どもに限ってみるとその割合は4割弱となっているものの、今後里親委託優先が進めば、虐待された経験のある子どもの里親委託は着実に増加するだろう。子どもを養育する中で、また子どもが成長するプロセスの中で、いろいろな課題を示すことは多く、民間フォスタリング機関はそれを見越して地域に里親支援のネットワークを構築する必要がある。施設養護では、児童養護施設に心理療法担当職員がいたり囑託の精神科医がいたりして、ケースカンファレンスではそういった専門職の助言を得たり、時には子ども自身がカウンセリングを受けたり治療を受けたりしながら養育す

ることができるが、里親の場合には施設のようにはいかない。したがって、地域における支援のネットワークづくりは不可欠である。この点についても民間フォスターリング機関が児童相談所と協力して関係機関をつなぐ役割を担う必要がある。

里親制度は市民による子どもの養育活動である。里親は社会的養護を必要とする子どもを自分の家庭に迎え入れ養育する。いわば家庭を地域にひらき、地域の支援者や地域の人達とつながって子どもを養育する営みである。里親リクルートを進めるためには、地域が子ども家庭福祉に関心を深め、子どもの権利を守るために、市民自らが活動を行う意識を醸成することが大切である。社会的養護を市民の課題として発信し、誰もが里親制度を知っている、そのような地域社会づくりを目指すことも、里親ソーシャルワークの重要な課題である。こういった地域づくりが、地域の実情に合わせた形で展開される必要がある。

(5) 里親養育・里親ソーシャルワークから見た 地域づくり

地域に社会的養護につながる社会資源がさらに増えるとよい。里親やファミリーホームのうち余力のある家庭や高齢となったベテランの里親を市町村のショートステイの委託先にするなど、都道府県の児童相談所と市町村がもう少しつながって、社会的養護の予防的なかわりや社会資源が増えれば、地域社会が社会的養護にももう少し関心を深めることにもつながり、里親のリクルートや里親養育、里親家庭で暮らす子どもへの理解も増すのではないだろうか。実親による養育を第一に考え、実親との関係を継続しながら、不足する部分を地域の社会資源で補う試みが地域に増えることは、社会的養護に強い社会づくりになる。「こども食堂」や「無料学習塾」の設置、そしていろいろと試み始められている「子どもの居場所づくり」などがそれにあたる。しかしこういった地域の社会資源を使っても養育が難しくなった場合には、地域の里親やファミリーホームにショートステイを実施する。それでも養育が困難な場合には地域の

里親に措置委託し、実親との面会交流の機会をもちながら、里親の養育支援を民間のフォスターリング機関が中心となってしっかりと行なう。このような地域でのチーム養育を可能にする体制作りを急ぐ必要がある。

Ⅶ. おわりに

今から25年ほど前になるが、ある自治体の里親大会で成人した元里子たちのパネルディスカッションのコーディネーターを何度か務めた経験があるが、そこで語られていた彼らの言葉には里親ソーシャルワークの大事なキーワードがいっぱいあったことに今頃になって気づく。アメリカの里親養育実践からは、子どもの最善の利益とパーマネンシーのために、生みの親、育ての親、そしてソーシャルワーカーが一つのチームとなって取り組む大切さを学んだが、これは今までの日本の里親ソーシャルワークに欠けていた点である⁸⁾。しかし、子どもの最善の利益のために実親と里親、そしてこれら里親養育に係るソーシャルワーカーが協働する体制を構築することは容易なことではなく、高い専門性が必要となることは明らかである。今後の里親ソーシャルワークの質と量の向上を期待したい。

また今回はあまり触れることはできなかったが、養子縁組も社会的養護の重要な手段であることが明確に位置付けられたことは「新ビジョン」からも分かる。

最近サヘル・ローズの「サヘルの旅」というドキュメンタリーを見る機会があった⁹⁾。そこで思ったのは、運命的な養母との出会い、そして養子縁組を経てパーマネントな家庭を手にしてもなお、その心中には養母への償いや祖国への思い、自分が誰だかわからない出自への困惑等、深い心の傷を抱えていた。養子縁組が成立すればそれで支援は終わりとしてきたこれまでの児童相談所の支援のあり方は見直す必要がある。番組では女優であるサヘルが厳しい状況におかれた難民たちに会いに行き、自らの生い立ちを話すとき、難民の子ど

もたちや女性たちは共感をもって彼女を見つめ受け入れ、互いに慰めあう姿が映し出されていた。養子縁組によってパーマネントな環境を得てもなお、これまでの過酷な生い立ちの中で何度も生まれてくる自己否定感や喪失感は大変深いものだと改めて知った。養子縁組が終わったとしても、その個別性に充分配慮し、支援者が見守り末長く付き合うことも重要になる。今後は養子縁組に対する支援のあり方についてもさらに実践を積み重ね知見を深めていく必要がある。

【注・引用文献】

- 1) NPO 法人全国子ども食堂支援センター・むすびえと地域ネットワーク団体の合同調査「子ども食堂全国箇所数調査結果のポイント」2020によると、2020年の全国の子ども食堂数は4,960箇所。ちなみに2019年は3,718箇所。
- 2) 山縣文治 (2018) 『子ども家庭福祉論 [第2版]』ミネルヴァ書房 p.146
- 3) 「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代 (東京成徳大学子ども学部) 〈平成23年度厚生労働科学研究「社会

的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ (被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究) 》

※日本の里親等委託率12.0%は、平成22年度末(2011年3月末)。里親の概念は諸外国によって異なる。

- 4) 厚生労働省子ども家庭局通知『「都道府県社会的養育推進計画」について』令和2年4月1日
- 5) 尾崎京子 (2013年) 『アメリカから学ぶ困難な課題をもつ子どもの里親養育』家庭養護促進協会 pp.12-13
- 6) 樺山美夏 (2016年6月3日) 「日本で里親が増えない本当の理由」ハフポスト日本版
この記事は特定非営利活動法人キアセット代表で養育里親でもある渡邊守が、2015年に大阪府のモデル事業として豊中市で取り組んだ、里親のリクルーティングから支援まで包括的に支援事業を行なった様子が紹介されている。
- 7) 厚生労働省 (2020) 『児童養護施設入所児童等調査の概要』 p.13
- 8) 尾崎京子 前掲書 pp.3-5
- 9) NHK ETV特集 (2020年8月15日放送) 「サハルの旅～^{いた}傷みとと生きること～」

History and Achievement

高橋 一弘 : *Kazuhiro Takahashi*

生年月日： 1957（昭和32）年 9月11日

出身地： 静岡県



❖ I 経 歴

【学 歴】-----

1976年 4月～1980年 3月 茨城大学 人文学部 社会科学科 卒業
社会科学士

1980年 4月～1981年 3月 国立秩父学園附属保護指導職員養成所

2000年 4月～2002年 3月 大正大学 文学研究科 社会福祉学専攻
修士課程修了 修士（文学）

【職 歴】-----

1981年 4月～1982年 7月 神奈川県民生部（県立ひばりが丘学園）指導課・児童指導員

1982年 7月～1987年 5月 神奈川県厚木児童相談所 指導課・児童福祉司

1987年 6月～1994年 3月 神奈川県小田原児童相談所 指導課・児童福祉司

【教育歴】-----

1994年 4月～1999年 3月 彰栄保育福祉専門学校 介護福祉科 専任講師

1999年 4月～2005年 3月 フェリス女学院大学 文学部 非常勤講師

1999年 4月～2003年 3月 聖徳大学 人文学部児童学科 専任講師

2003年 4月～2004年 3月 聖徳大学 人文学部児童学科 非常勤講師

2003年 4月～2009年 3月 関東学院大学 人間環境学部人間発達学科 非常勤講師

2003年 4月～2007年 3月 大正大学 人間学部 人間福祉学科社会福祉学専攻 講師

2007年 4月～2010年 3月 大正大学 人間学部 人間福祉学科社会福祉学専攻 准教授

2010年 4月～2011年 3月 大正大学 人間学部 アーバン福祉学科ソーシャルワーク専攻 准教授

2011年 4月～2012年 3月 大正大学 人間学部 アーバン福祉学科 准教授

2012年 4月～2013年 3月 大正大学 人間学部 アーバン福祉学科 教授

2013年 4月～ 大正大学 人間学部 社会福祉学科 教授

2020年 4月～ 大正大学 社会共生学部 社会福祉学科 教授

【所属学会】-----

1995年 1月～ 日本社会福祉士会

2000年 4月～ 大正大学社会福祉学会

2002年 6月～ 養子と里親を考える会

2002年10月～ 日本社会福祉学会

2003年6月～ 日本ソーシャルワーク学会
2004年8月～ 日本子ども家庭福祉学会
2013年8月～ 日本仏教社会福祉学会

【 社会における活動 】

1999年4月～2000年3月 社会福祉法人 日本キリスト教奉仕団アガベセンター スーパーバイザー
2000年4月～2003年3月 財団法人 山谷労働センター 評議員
2000年9月～2014年9月 神奈川県社会福祉士会 国家試験受験支援講座講師
2005年4月～2016年3月 神奈川県立中井やまゆり園 第三者委員
2008年5月～2009年3月 日本保育協会 改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究事業 研究員
2009年5月～2010年3月 日本保育協会 保育所のあり方に関する調査研究事業 研究員
2010年5月～2011年3月 日本保育協会 保育所の発展・向上に関する調査研究事業 研究員
2014年3月～2016年3月 静岡県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会委員（会長代理）（子ども・子育て支援部会 部会長、児童処遇特別部会 部会長、児童虐待検証部会 部会長）
2014年12月～2020年12月 静岡県子育て未来マイスター研修（上級）講師

❖ II 研究業績

【 著 書 】

『ソーシャルワーク事例集』（共著） 1999年11月
『輝く子どもたち—児童福祉学』（共著） 2000年3月
『里親養育の可能性—里親の歴史と意識そして今後を考える—』（単著） 2002年10月
『創ること 護ること 探ること…福祉社会を拓く途』小松源助, 吉澤英子, 平山宗広, 全仕事 へるす出版（共著） 2004年2月
『児童の福祉を支える養護原理』（共著） 2006年12月
『社会福祉原論Ⅰ —人間っていいな—』（共著） 2007年4月
『保育・福祉のための社会福祉援助技術事例研究』（共著） 2007年8月
『児童の福祉を支える【演習】養護内容』（共著） 2008年1月
『子ども家庭福祉論 —子どもの人権と最善の利益を守るために—』（共著） 2008年4月
『ソーシャルワーカーの社会福祉原論Ⅱ —現代社会と福祉—』（共著） 2009年10月
『児童の福祉を支える社会的養護』（共著） 2011年3月
『児童の福祉を支える〈演習〉社会的養護内容』（共著） 2011年8月
『ソーシャルワーク実習』大正大学出版会（共著） 2013年3月
『児童の福祉を支える社会的養護Ⅰ』（共著） 2019年2月
『児童の福祉を支える〈演習〉社会的養護Ⅱ』（共著） 2019年2月

【 論 文 】

- 『児童ケースワークにおける面接の工夫 ―ホワイトボードを用いた面接事例―』彰栄保育福祉専門学校紀要 第12号(単著) 1997年3月
- 『児童ケースワークにおける面接の工夫 その2 ―ソシオグラムを用いた養護施設保母へのコンサルテーションの事例―』彰栄保育福祉専門学校紀要 第13号(単著) 1998年3月
- 『里親養護の制度と機能に関する研究』鴨台社会福祉学論集 第12号 大正大学社会福祉学会(単著) 2002年3月
- 『新たな里親施策の可能性と課題』鴨台社会福祉学論集 第13号 大正大学社会福祉学会(単著) 2002年12月
- 『養子あっせん―児童相談所の果たすべき役割―』鴨台社会福祉学論集 第15号, 41~49頁(単著) 2006年3月
- 『市町村における子ども家庭福祉の展望 ―子育て支援と子ども虐待防止および障害児地域療育支援の重層的システム化への模索』鴨台社会福祉学論集 第19号(大正大学社会福祉学会), 64~72頁(単著) 2010年3月
- 『小規模住居型児童養育事業に関する一考察 ―先駆的ファミリーホームへのインタビュー調査から―』鴨台社会福祉学論集 第20号, 61~70頁(単著) 2011年3月
- 『スクールソーシャルワーク実践に求められる地域ネットワークの形成―X市への聞き取り調査からの一考察』鴨台社会福祉学論集 第23号, 11~19頁(単著) 2014年3月

【 その他 】

- 『改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書(平成20年度)』日本保育協会(共著) 2009年3月
- 『保育所のあり方に関する調査研究報告書(平成21年度)』社会福祉法人日本保育協会(共著) 2010年3月
- 『『保育所のあり方に関する調査研究報告書』から見えてくるもの～行政調査の概要報告～第二回』『保育界』社会福祉法人日本保育協会 2010年10月号(434)(単著) 2010年10月
- 『保育所の発展・向上に関する調査研究報告書(平成22年度)』社会福祉法人日本保育協会(共著) 2011年3月
- 巻頭言「シンポジウム 里親家庭の虐待を考える」に参加して』『新しい家族』第55号, (単著) 2012年10月
- 『シンポジウムを振り返って』鴨台社会福祉学論集 第22号(単著) 2013年3月
- 『児童相談所における養子縁組に関する研究』(共同研究)厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きの在り方に関する研究 平成26年度 総括・分担研究報告書』研究代表者林浩康(日本女子大学)(2015年5月)
- 『児童相談所における養子縁組に関する実態調査』(共同研究報告)『新しい家族』第59号(2016年10月)
- 『読書案内 古川孝順監修『再考児童福祉―子どもたち自身のために』』『新しい家族』第59号(2016年10月)
- 『書評 『貧困の中にいる子どものソーシャルワーク』子どもの貧困に向き合う人々著 大西良編著』『コミュニティソーシャルワーク 23号』2019年5月

